

## 第 4 2 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 2 3 年 3 月 1 日 (火) 1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

場 所： 第二水産ビル 4 階 4 F 会議室

出席者：

(委 員) 井上会長、五十嵐副会長、河西委員、竹田委員、南部委員、湯浅委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 斎藤担当局長、伊藤参事、本間参事

(事務局)

定刻となりましたので、これより第 42 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は委員 7 名中、宮田委員が残念ながら欠席となっております。6 名でのご審議をお願いすることとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは井上会長、議事の進行をお願いいたします。

(井上会長)

それでは、早速でございますけれども議事に入らせていただきたいと思います。

前回第 41 回は、1 月 27 日開催でございました。同委員会におきましては、資料 1 にありますとおり、新規の道民提案について 3 件、そして道庁内からの新たな提案であります「アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設」というものの 1 件、合計 4 つの項目について審議を行ったところであります。

その結果、これら 4 項目全てについて第 5 回答申に盛り込む方向で今後さらに審議を深めていくことになり、その 4 項目は、資料 1 の表の中で太字で表記されております。

ちなみに No.274・No.276・No.281、そして下段のほうにあります新規庁内提案ということでもあります。

本日の委員会で審議していただきます事項につきましては、分野別審議として資料 1 の一番右側の 42 回の欄で○がついている 2 つの案件、No.276 と新規庁内案件でございます。及び整理案の審議としてその表の中で漢字の「整」の字が記載してあります 2 つの案件、No.274・No.281 でありますが、これらは答申案の前の段階の資料となる「整理案」ということでございますけれども、これまでの審議の結果、第 5 回答申に向けて実質的な審議を開始した第 35 回委員会、22 年 3 月 26 日からの審議結果を踏まえて答申案に向けたかたちで整理した資料でございます。この整理案を含めた 4 つの項目について審議を行っていただきたいと思っております。

それでは、具体的な審議に入ります前に、まず前回の審議結果について確認を行いますので事務局のほうからご説明いただきたいというふうに思います。

お願いいたします。

(事務局)

それでは、前回の委員会の審議結果につきましてご説明をさせていただきます。

資料 2 をご覧ください。まず前回の委員会では、ご審議をいただいております 3 つの道民提案 274 番・276 番・281 番。これのタイトルを、現在の検討内容に沿ったかたちに整理をさせていただきたい旨事務局のほうからお願いを申し上げましてご了承をいただきました。

今後につきましては、274 番につきましては「ふるさと納税のコンビニでの収納」、276 番は「認定 NPO 法人の認定権限の移譲」、281 番は「自家用有償旅客運送の裁量権の拡大」というかたちのタイトルで進めさせていただきますので、よろしくおの願いを申し上げます。

それでは、前回委員会の審議結果につきまして、まず 274 番「ふるさと納税のコンビニでの収納」からご説明を申し上げます。

資料 2 の 2 ページをご覧ください。2 ページの右下のほうに黒い太線で囲ってございます表をご覧ください。前回の委員会におきましては、市町村の経費ですとか事務の負担軽減を図る仕組みなどにつきまして事務局のほうからご説明をしてご議論をいただきました。

委員の皆様からは、既存制度を活用する仕組みは、税などでコンビニ収納を導入済みの市町村において追加負担なしにできるというメリットがあるので、そうした市町村に対しましてふるさと納税のコンビニ収納を働きかけていくべき、などのご意見をいただきました。

今後の対応方向としては、第 5 回答申に向けて、整理案をとりまとめていくということになりました。本日整理案の内容などにつきまして後程整理案の審議の中でご説明を申し上げます。

次に 276 番「認定 NPO 法人の認定権限の移譲」でございます。4 ページをご覧ください。同じように右下の太線で囲ったところでございます。前回の委員会におきましては、昨年 12 月に決定されました税制改正大綱、その中の認定 NPO 法人に関する内容、これのご説明と併せまして新たな認定制度の課題につきまして事務局のほうからご説明をしてご議論をいただいたところでございます。

委員の皆様からは、今後の答申案のとりまとめにあたっては、全国知事会で出された意見を踏まえる必要があるなどのご意見をいただきました。

今後の対応方向でございますが、第 5 回答申に向けて国や全国知事会の動向も踏まえながら、整理案をとりまとめていくということとなりました。本日、その後の国や全国知事会の動きなどにつきまして後程分野別審議の中でご説明を申し上げます。

次に 281 番「自家用有償旅客運送の裁量権の拡大」でございます。6 ページをご覧ください。右下の太線でございます。前回の委員会では、市町村アンケートの調査結果、それと市町村からの要望を踏まえて整理をいたしました裁量権の拡大に向けた具体的な改正事項、その内容につきまして事務局のほうからご説明をしてご議論をいただいたところでございます。

委員の皆様からは、運送業務は住民の安全にも関わる事項であり、どこまで裁量を広げるべきなのか考える必要があるなどのご意見をいただいております。

今後の対応方向でございますが、第 5 回答申に向けて整理案をとりまとめていくということとなりました。本日は、整理案の内容などについて後程整理案の審議の中でご説明を申し上げます。

次に 7 ページでございます。前回委員会で新たな庁内提案でございます「北海道アウトドア資格制度により認定しているガイドと優良事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設」につきましてご説明をしてご議論をいただいたところでございます。

7 ページの右下の太枠のところでございます。委員の皆様からは、送迎料金を分けて徴収できるようにすることに意味があるというご意見、観光客の安全を担保するという点で、行政面での価値もあると理解するというご意見、道内でも地域ごとに事情が異なっており、バス・タクシー業界と連携してやっているところや、大規模に自前でツアーを仕立ててやっているところもあり、それらをひとくくりにして考えることはできないのではないかなどのご意見をいただいたところでございます。

今後の対応方向でございます。各委員からのご意見を踏まえましてアウトドア事業者の送迎実態、そういったものの把握などを行いまして、提案内容をさらに詰めて整理案をとりまとめていくということとなりました。

本日でございますが、アウトドア事業者の送迎実態などにつきまして後程分野別審議の中でご説明を申し上げます。

また、この提案につきましては、前回の委員会で初めてご提案をさせていただきましたので、前回委員会にご欠席の宮田委員、それと南部委員には提案の内容、それと前回委員会における審議の状況について先月個別にご説明をさせていただきました。

本日ご欠席でございますが宮田委員からは、道が関与したアウトドア資格認定者に限定することでよいと思う、観光客から送迎料金を取ることで安全性を担保するという意味があるなどのご意見をいただいたところでございます。

前回委員会の最後に、その他といたしまして昨年 12 月にとりまとめられました国の介護職員等によるたんの吸引等の制度のあり方検討会の中間まとめの概要につきまして事務局からご報告をさせていただきました。

前回委員会の審議結果についてのご説明は以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました事項につきましてご意見・ご質問がおありでしたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしいですか。

一応、前回の議論の確認というような意味合いのものでしたから、また今説明がありました 4 件につきましては、それぞれ分野別審議、あるいは整理案の審議についてというところから出てまいりますので、その際に改めてご意見等々頂戴できればというふうに思います。

議事の進行表に基づきまして(2)「分野別審議について」ということで、この事項につい

て入らせていただきたいというふうに思います。

これから事務局から説明をしていただく予定でございますけれども、まず最初にNo.276の「認定NPO法人の認定権限の移譲」について審議を行っていただきます。

この案件につきましては、現在国において認定NPO法人の認定事務を都道府県、あるいは指定都市に移譲する方向で検討が進められているということでございまして、全国知事会などを通じて国と地方が協議を行っていることなどから、前回の委員会におきましては、事務費、あるいは人件費といった財源の移譲なども含めて国や知事会の動向を図りながら、さらに議論を深めていくべきなどというご意見をいただいたところであります。

本年2月にNPO新認定制度に関する国の説明会が開催され、北海道も出席し情報収集を行ってきているところであります。そのように聞いておりますので、国や知事会の動向などについても含めて事務局のほうから説明いただきたいといたします。

よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、分野別審議のご説明に入らせていただきます。資料3をご覧ください。

最初に「認定NPO法人の認定権限の移譲」につきましてご説明をさせていただきます。会長からもお話がありましたが、先月2月10日に第3回目の内閣府と全国知事会の意見交換会が開催をされました。事務局のほうから内藤主幹に出席してまいりました。

新たな認定制度の概要イメージですとか、全国知事会が指摘している課題、こういったものについて内藤主幹からご説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、私のほうから資料に基づきまして説明をさせていただきたいといたします。

資料につきましては、この資料3の分野別審議資料の表紙の下に縦長の資料がございます。「認定NPO法人の認定権限の移譲（業務イメージ）」という資料でございます。こちらを元にご説明をさせていただきたいといたします。

先程ご紹介がございましたように、先日2月10日に内閣府主催の全国知事会に対する新たな認定制度についての説明会が開催をされました。道からは、私とNPOの認証事務を担当しております環境生活部の担当者が参加してまいりました。

その際に内閣府のほうから現時点での新たな認定制度のイメージが示されましたが、それに対しまして全国知事会では、主な課題を整理いたしまして内閣府に提案要請をしているというところでございます。

まず内閣府から説明のあった新たな制度イメージをご説明し、その上で全国知事会が指摘している主な課題についてご説明をしたいと思います。

この資料のほうでございしますが、字が小さくて誠に恐縮でございます。資料の左側のほうに「現行制度」の流れを、おさらいのかたちで大まかに載せてございます。簡単にご説明いたします。

上からまいりまして、まず根拠法令といたしまして現行制度では「租税特別措置法」で

この認定 NPO 法人の制度が規定されてございます。認定機関は、「国税庁長官」が認定しているということでございます。

認定事務につきましては、申請書を、認定を受けたい NPO 法人が税務署を経由して国税局に出し、それに基づいて国税局において認定要件に合致しているかどうかという審査を行うということになっております。その際には、その認定の該当性、あるいは申請書類の記載が正しいかどうかということを確認するために法人側に対して実態確認を行っているということでございます。

その結果、認定要件に該当している場合は、国税庁の長官名で認定を行うということでございます。

その後の監督事務でございますが、毎年 1 回定期的な報告をまとめてございまして、その定期提出書類の書類審査を行うわけでございますが、その際に、その下に書いてございますような認定取り消し事由に該当するといったおそれがある場合には、実際にその法人に調査を行い、その結果、たとえば認定要件のうち満たさない部分があるとか、認定取り消し要件のほうに書いてございます申請書類等に虚偽の申請があったといった場合には、認定の取り消しを行うという流れになってございます。

これに対しまして現在内閣府のほうでイメージしてございまして新たな認定制度の流れをこの資料の真ん中の欄に書いてございます。

まず根拠法令といたしましては、現在の NPO 自体を規定しております「特定非営利活動促進法」、いわゆる NPO 法の改正を行い、そちらに新たな認定 NPO 法人制度を規定するという説明がございました。

認定機関につきましては、「その法人の主たる事務所が所在している都道府県、または政令指定都市」を想定しているということで、これらがいわゆる所轄庁という呼ばれ方になってまいります。

尚、この認定機関につきまして現在 NPO 法人の認証事務につきまして条例により希望する市町村に権限移譲してございますが、この新たな認定制度に基づく認定 NPO 法人の認定事務につきましても希望する市町村に権限移譲することは可能であるという見解が示されているところでございます。

この新たな認定制度におきましては、大きく 2 つの流れがございまして。この流れと申しますのが、従来からの認定制度と同様の「本認定」というものと、新たに「仮認定制度」というものを設けるといふようになってございます。

この仮認定制度とはいかなるものかということにつきまして、その右側の上のほうの欄に記載をさせていただきました。趣旨といたしましては、設立後間もない法人のスタートアップを支援するため、設立後 5 年以内の法人に限りまして PST 要件を免除して優遇制度を講じるということでございます。

この優遇制度につきましては、寄附者に対する優遇制度、いわゆる寄附金控除の部分につきましては、本認定制度と同様に適用されるということでございます。

ただ、その仮認定制度につきましては、有効期間は 3 年間となつてございまして、回数も 1 回限り、いわゆる初回に限ってこれを申請できるということになってございます。

それで、この業務イメージのほうに戻りますけれども、先程の現行制度と変わった部分だけかいつまんでご説明させていただきたいと思います。太枠で囲ってございますが、申請書の審査のところに認定要件を書いております。この認定要件について変更をする予定であるということでございます。

その①パブリック・サポート・テストの部分です。従来より過去 2 事業年度の寄附金等収入額が総収入金額の 5 分の 1 以上という要件がございますが、これに加えまして「または、3 千円以上の寄附者が 100 名以上いること」という要件が加わりまして、これのいずれかの要件に該当することによってパブリック・サポート・テスト要件を満たしたことになるということだそうでございます。

尚、この欄に※印で書いてございますが、地方自治体が条例におきまして個人住民税の寄附金税額控除の対象として、個別に指定した法人につきましては、PST 要件を免除するという規定も新たに設けられる予定だということでございます。

この個人住民税の寄附金税額控除を対象とした条例指定でございますが、これにつきましては、法人の主たる事務所がある自治体だけではなく、法人の従たる事務所、いわゆる主たる事務所以外の事務所がある地方自治体においても条例指定することは可能だということの説明を聞いてございます。

さらに変更点でございますが、その下のほうの監督欄のほうをご覧くださいませ。その監督欄のほうで太枠でくくった部分が現行制度に比べると随分増えているところをご覧くださいませ。

考え方といたしましては、先程言いましたような認定要件の緩和、あるいは仮認定制度によって PST 要件を免除するといったような認定要件の緩和をする代わりに事後の監督はしっかりするという考え方だということでございます。

この監督事務の中で、太枠で囲っている部分でございますが、まず現行制度でいいますと調査をした結果によって取り消し要件に該当すれば認定取り消しという流れしかございませんが、新しい制度におきましては、取り消し要件につきましても「任意的取り消し要件」というものと、「強制的取り消し要件」という 2 つの段階に分けてございます。任意的取り消し要件に該当するという疑いのある場合は調査を行い、それで相当な理由がある場合にまず改善するように勧告をするという段階がございます。その勧告にかかる措置が取られない場合には、今度は所要の措置をとるべきことを改善命令をする。この改善命令にも従わない場合は、強制的取り消し事由に該当するものとして認定取り消しをする。このような段階的な監督の仕組みを取り入れるというふうに関内閣府のほうでは考えているという説明でございました。

以上が新しい認定制度の現時点でのイメージでございます。これに対しまして全国知事会では、主な課題といたしまして、この資料の右側のほうに 5 つほど太枠で囲ってございますが、主な課題を指摘してございます。

その課題部分だけを抽出した資料が、今の縦長の資料をめくっていただきまして、1 枚「認定 NPO 法人の認定権限の移譲に向けた検討方向」という資料のほうに記載させていただいてございます。こちらで説明をさせていただきたいと思います。

まず認定要件に係る課題に関しましては、先程地方自治体が条例の個別指定を行った場合には、PST 要件は免除することができるという規定を設けるというお話をさせていただきましたが、この PST 要件免除につきましては、主たる事務所に限らず従たる事務所がある地方自治体でも可能であるということでございます。

これに対しまして、法人の主たる事務所がどのような状況にあるかということには関係なく、それ以外のいずれかの従たる事務所が所在する地方自治体の判断次第で PST 要件が免除されるということになりまして、これにつきましては制度の統一性でありますとか公平性の観点から問題があるのではないかという指摘をされているところでございます。

この指摘をふまえて横に「検討の視点」と書いてございます。たとえば、PST 要件を免除するのは、主たる事務所所在の地方自治体が条例で個別指定した場合に限るとするなど、制度の一定の見直しを行うことでありますとか、全国のどの地方自治体がどの法人を個別指定したのがすぐ情報共有できるような実行性のある仕組みが必要ではないかということが検討の視点として上がってくるのではないかと考えてございます。

次に認定審査に係る課題と監督事務に係る課題でございます。これについては、ほぼ同様の課題を指摘してございます。まず1点目は、国税庁との連携ということでございます。都道府県におきまして適正な認定及び監督を行うためには、法人の税務調査に係る権限、あるいはノウハウを有している国税庁との連携が重要であり、そのために双方向で情報提供や協力等の連携を図る規定を法定化すべきではないかということでございます。

検討の視点といたしましては、全国的な統一性や公平性を確保するために、都道府県と国税庁の双方向で情報提供等を設けるための規定を設けるとともに、都道府県と国税庁、あるいは国税局が定期的に情報共有や協議等を行う場を設けることも法定化すべきではないかといったことを考えてございます。

また同じく認定審査・監督業務に関する部分で、会計基準の統一化といった課題も指摘をされてございます。現在、会計基準につきましては、NPO 法人の統一的な会計基準というのはない状況でございます。全国的な統一性の元に都道府県ごとに異なる扱いをしないように適切な会計基準を設けて統一化すべきではないかという点でございます。ただ、これにつきましては、国のほうで現在公認会計士等の専門家の意見を聞きながら今後検討していくということとしておりまして、その動向を注視していく必要があると考えられます。

その下でございますが、認定法人数及び事務量についてでございます。これにつきましては、今回新たに制度化される仮認定を含めまして、政府として見込む認定法人数を算定する基礎、並びに事後監督も含めた事務量の正確な算定を示して公表すべきであるということでございます。

また最後の財源措置につきましては、国は政府として見込む認定法人数を基礎にした人件費や事務費等を適切に見込み、総額を確保すべきであるということでございます。検討の視点といたしましては、そういった必要な財源の措置を制度化いたしまして、交付することを義務付けるような規定を設けるということを考えるべきではないかということでございます。

このように全国知事会が指摘しております課題及びそれを踏まえた検討の視点を整理さ

せていただきました。先程会長のほうから冒頭にお話しがございましたように、前回の委員会では、全国知事会で出された意見を踏まえて答申案をとりまとめることというご意見をいただいておりますので、私ども事務局といたしましては、ただいまご説明した内容を盛り込んだかたちで答申案を整理していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から認定 NPO 法人の認定権限の移譲ということに関しまして説明をいただきました。ただいまの説明に関して、あるいは本件にかかわる疑問等がありましたら先生方のほうからお出しただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

本件につきましては、事務局からの説明にありましたように、資料 2 に基づいた説明がありましたように、これまでも 4 回にわたって審議をつくしてきたところであります。先生方におかれましては、一定程度のご理解をいただいているというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

一点二点お考えを確認しておきたいのですが、一つは、実際にこれに対する提案に直接係わるものではないけれども、実際に北海道の場合は、北海道という部分と政令指定都市というところで 2 つの大きな権限移譲を受ける受皿があるということの理解だと思っております。

実際にこれがとおっていこうとすると、提案の段階で札幌市がどのようなスタンスでいるのかということは、何か耳にされたことはございますか。

つまり、直観的にいえば、おそらく多くの NPO 法人というのは、拠点といいますか、拠点所在地というのは、札幌市に置くことが多いのではないかとも思われるのだけれども、北海道というところは、結局札幌市以外の部分が主な管轄になるわけなので、そのところの考え方のすり合わせ、札幌市との間で妥協しなさいという話ではなくて、どのような動向なのか、どのような見解をお持ちなのかということは確認しておく必要はあるのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

これにつきましては、実は現在の NPO の認証制度、もともとの認証については、今政令指定都市が認証事務というものは行っていない状況になってございます。国の説明としましては、新たな認定制度が来年の 4 月が目標ですけれども、スタートした時点で、この認定制度がはじまると同時に NPO の認証事務についても政令指定都市でできるようにするというような考え方でございます。

そういう意味からしますと、現在政令指定都市である札幌市につきましては、そもそも認証事務をまだやっていない。そこに加えて、この認定事務があるということです。そういう意味では、現行制度がどのようなかたちになっていて、今後どういうところに課題があるのかということについては、まだ札幌市としても十分議論がつくされていない状況で



あるというふうには聞いてございます。

そういった観点もあって、この新たな認定制度というものは、まずは認証事務をやって、NPOについての事務の実態等をわかっている全国知事会が中心になって国から話を聞き、そこに対して意見を言っているという状況になっています。

ただ、今ご指摘がございましたように、今後これを道として意見を取りまとめて、国のほうに提案していくとなりますと、今ご指摘のありましたように政令指定都市である札幌市のほうとも十分歩調を合わせながら、そちらのご意見とかご懸念をお聞きしながらまとめていく必要があるかなというふうに考えてございます。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。

では、整理案として、もう回数がないのですけれども、まとめていただくという方向でもう一度委員の先生方の確認を取ります。

1点私は、この今の説明にあった中で、この会計基準の統一化だとか、あるいは認定登録数、事業量の公表、見込みの公表、それに伴う財源の措置というものは、なかなか一筋縄で半年そこらで決着のつくような感じはしないのだけれども、それを待っていて答申にあげますかというわけにもいかないので、整理案をまとめるときに重々ご配慮いただきたいことは、先程事務局のほうから説明がありましたけれども、財源措置というものを考えるために事務量の推定というものは必要だと思うのです。そここのところで肩すかし、あるいは騙し打ちをくравないよう注意しておいていただきたいと思うのです。

私どもこの委員会、前の委員会でかなり一生懸命やって意気込んだ感じもあったのだけれども、何度も申し上げている北見の水道。結局、権限をとった。そして我われの答申も議会をとって国で認められたということで権限移譲されたけれども、財源は72万円しか移譲されなかったということもありますので、そういうようなことのないようかなりこちらのほうからも、かつての経験というものも踏まえて情報公開等々の部分もきちんと強調するようにしていただければと思います。

この件は、河西先生が一番詳しいかと思いますが。

(河西委員)

私から一点質問があります。

知事会から出された課題で、国税庁との連携は、具体的にはどういうことを想定されていらっしゃるのですか。

(事務局)

実は、先日の2月10日の説明会で、内閣府からの説明の中では、国税庁との連携に関して、たとえば今回の要件の中で滞納処分を行なっていないことという要件が書かれていますが、滞納処分を行なっているか、行なっていないかということについては、国税庁から地方に対して情報提供しますということが一つ示されてございます。

また、国税庁が税務調査など、いろいろな調査活動の中で知り得た情報で、認定法人の、たとえば取り消しに該当するおそれがあるという情報がある場合は、国税庁から地方に情報提供するというふうに考えているという説明がございました。

それに対してまして地方側のほうからは、今の既定のままでしたら、単に国税庁のほうの判断で情報提供するという事なので、たとえば地方側のほうでいろいろと認定申請を受けて認定を行なう、または監督を行なうという中で、必要な情報を国税庁のほうに照会をして、国税庁が持っている情報を提供するようなかたちができないかといったようなこと。いわゆる国税庁のほうからの情報を待つだけではなくてこちら側のほうから、地方側のほうから国税庁に情報提供を求めるといふ、そういう双方向の規定ができないかということをご提案しております。

大まかな内容としましては、そのような双方向の情報提供の共有という仕組みができないかといった内容でございます。

(河西委員)

わかりました。

その程度の連携ということですね。

主な課題を見ていくと、まず PST 要件のみ免除というのは、妥当だというふうに思います。法人に対する「みなし寄附金制度」は、仮認定の場合認められない。これに関しては、NPO 側から少し異論があるかもしれないですけども、本認定というものがありますので、みなし寄附金制度を利用したいのであればきちんと本認定をとれということで、これはまったく問題ないと思います。

有効期間3年というのも妥当な期限かなと思います。

認定要件にかかる課題のところでは、私もこれはそのとおりだと思います。具体的に東京に NPO 法人の本社があつて、そして北海道では、その支部のようなかたちで活動をしている NPO 法人がいくつかあるのです。北海道にいる道民の方がその NPO の支部の活動に共感をして寄附をする場合、いわゆる NPO の本社のある東京都の NPO 法人の銀行口座に寄附をするわけです。

その寄附をされたお金が、必ずしも北海道の地域に再投資されるというようなことが担保されていない。そうすると、ここに書かれてあるとおり主たる事務所が PST 要件というものを認めて、きちんとそこで判断をして、寄附をたくさん、PST 要件をクリアできれば仮認定なり本認定が取れて、それで寄附をたくさん集める。その寄附が主たる事務所のあるところで再投資される。これが担保できることになると思いますので、やはり私もこの課題は非常に妥当だと思います。

そして、認定審査にかかる課題に対して、国税庁との連携は今質問したとおりです。この程度であれば、そんなに問題はないと思います。

あと、会計基準に関しては、研究者・実務者が2年くらい前からいろいろと検討をはじめているので、さほど時間の経たないうちにある程度の NPO 法人の会計基準というものはできるように思えます。

あと、事務量の公表とか財政措置やなにかに関しては、私個人としての意見は、あくまでも NPO 法人というのは、その地域の新しい公共を担う団体であるので、国から財源が移譲されるされないに係わらず、こういった認定事務やなにかは、地方がやるべきだと思います。それが結果として確かに行政の事務量が増えて人件費やなにかかかるかもしれないですけども、その認定 NPO 法人の活動が結果として地域に貢献をしていく、地域の公共を担っていくということになりますので、そのメリットというものは自治体がきちんと受け止められますので、財源が移譲されないからという理由で、この認定の移譲というものを受け付けないということがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

これは、今日ここで決めていただきたいのは、整理案として次回とりまとめるという手続きに入っているかということの話で、第 5 回答申に盛り込む方向でというのは、先生方の賛同を得ていると思っています。

いかがでしょうか、次回というのは、あと 1 回しかないのですが、整理案というかたちでとりまとめをしてここに提示するというので、よろしいでしょうか。

では、次のところ、その他の関連でここにのぼってくることもあるかもしれませんが、次に移らせていただきたいと思います。資料、その下のほうにありますけれども、これは庁内提案ということで、アウトドア事業者の送迎に関するヒアリング結果というようなものの資料がついております。これらの資料に基づきまして事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

(事務局)

それでは、アウトドア資格制度により認定しているガイドと優良事業者による自家用有償旅客運送を可能にする制度の創設につきましてご説明をさせていただきます。

前回の委員会でのご意見を踏まえまして、アウトドア事業者の送迎実態などにつきまして調査を行いました。その内容につきましてご説明を申し上げます。ヒアリング結果という表をご覧ください。

この資料につきましては、経済部さんのほうでアウトドア事業者 9 法人、上に調査概要とございますが、9 法人からメールと電話により聞き取った内容をもとに私ども事務局のほうで作成をしたものでございます。

まず、送迎実態についてご説明します。

1 番、アウトドア事業者の送迎についてです。送迎のパターンにつきまして 9 法人にお聞きをして整理をいたしました。パターン A とございます。現地に来てもらう、現地集合というパターンが 9 法人。パターン B でございますが、ホテルや最寄りの駅など、起終点を限定した送迎を行なっているという法人が 8 法人。空港や都市部まで送迎を行なう場合があるというパターンの法人は、2 法人という回答をいただきました。

ここで回答が重複しておりますとおり、実際はこれら 3 つのパターンを組み合わせで対応しているということでした。

次に、送迎の状況についてでございます。(2) を見ていただきます。そこに①送迎状況というところがございます。砂利道など悪路を走行することがあります。カヌーやラフティングボートなど、旅客と一緒に併せて運送するというのもございます。濡れたり汚れたりした服装ですとか泥の付いた靴で乗車することもありますなど、こういった実態にあるということをお聞きいたしました。

②でございますが、地元の公共交通機関の利用状況ということでございます。送迎サービスを利用しない観光客のほとんどがマイカーですとかレンタカーを利用しております。タクシーを利用する方は、ほとんどいないです。団体の場合につきましては、貸切バスで行くことが多いです。そういった実態にありますということをお聞きしたところでございます。

まとめといたしましては、(2) に太枠でくくって色を変えてございますが、実施場所までの送迎につきましては、自然条件に応じた対応が求められ、公共交通機関によって代替することが難しい状況にあるということでございます。

下の 2 番のほうを見ていただきます。(1) 制度が創設された場合のアウトドア事業者にとってのメリット・デメリットについてもお聞きいたしました。

メリットとしては、送迎にかかる費用を区分して徴収できること。他の地域への送迎による集客の可能性が出てくるということ。それに、新たに他の場所で行なう体験メニューの提供などが可能となる。

デメリットといたしましては、許認可・運行管理にかかる事務が繁雑になるというご意見をいただいたところでございます。

その下の (2) でございます。この制度が実施された場合の利用についてお聞きいたしました。利用を検討するというふうに回答された法人は、5 つございました。その次、条件により検討するとなつてございますが、これは許認可や運行管理といったものにかかる事務があまり面倒でなければ検討するという意味でございまして、2 法人ございました。検討しないと回答された法人は、2 法人でございました。

今回、ヒアリングを行いました 9 法人におきましては、利用を検討するという法人が多数を占めるというような結果になってございます。

次に、そのヒアリング結果の表の次の表をご覧ください。メリット・デメリットの整理という大きな A3 の表でございます。これは、事務局のほうで制度のメリットですとかデメリットを整理したものでございます。

メリット及びデメリットの欄でございますが、アウトドア事業者にとってのメリットというものは、送迎先に応じて送迎にかかる費用を区分して徴収できるということ。有償になることで他の体験観光実施場所といったものなど送迎エリアを広げることができて、観光客の利便性が高まる。そして集客増に繋がる可能性、それと多様なメニューが提供できるようになるということでございます。

デメリットとしては、許可手続きですとか運行管理事務が新たに発生をしてくるという

こととございます。

次に、観光客にとってのメリットでございます。許可制になることで送迎にかかる安全の確保が担保されていること。こういったものを確認できるということとございます。

また有償になることで他の体験観光実施場所への移動など、より利便性の高いアクセスが確保できる。多様な観光メニューを体験できるようになるということとございます。

デメリットとしては、送迎費用の負担が発生するという事です。

行政にとってのメリットでございますが、道が認定をいたしましたアウトドアガイドなどの活用によりまして、安全で質の高いガイドサービスの提供。それと観光客の安全が担保されたアクセスが確保されまして、北海道のアウトドア観光のブランド化を図ることができる。そして全てのアウトドア事業者の育成が図られるというふうに整理をさせていただきました。

資料のご説明は、以上でございます。

最後に国の動きのほうに変化がございましたのでご報告をさせていただきます。前回の委員会で国の規制制度改革に関する分科会の下部組織に農村地域活性化ワーキンググループというものがございます。そこで体験ツアーの送迎に関して一定の条件のもとに道路運送法の自家用有償旅客運送の特例として有償でツアー客の運送を可能とする方策について検討すべきという改革案が検討されていることをご報告いたしました。その後、そのワーキンググループの一部の委員さんから一定の条件のもとというその内容がきちんと整理されていない、ワーキンググループとして具体的な検討がさらに必要であるというようなご意見が出されまして、今年 1 月に開催をされました大元であります分科会への報告事項からはずれてございます。

ワーキングとしては、今後具体的な検討をすすめる予定としてございますが、検討の時期は未定ということとございます。事務局といたしましては、国における検討を促すためにも道として制度の創設を提案する必要性が高まったのではないかとというふうに考えてございます。

ご説明は、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうからアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設ということで説明をいただきました。

これらの点につきましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(河西委員)

基本的にこういった規制改革というものは結構なことだと思います。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎制度のイメージという現行制度との比較のところについて一つ意見があります。

(2) 運行の基準・要件、運送の対価のところでは、アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎制度のイメージのところ、タクシー料金の運賃の概ね 2 分の 1 の範囲内を目安とするとあります。この文言をつける必要はあるのでしょうか。

というのは、現行制度の過疎地域の有償運送に関していえば、NPO 法人等が営利とは認められない範囲の対価によって自家用車を使用して会員に対して有償サービスを行なうということですね。

ところが、アウトドア事業者というのは、基本的に営利事業者ですね。

(事務局)

そうですね。

(河西委員)

だから逆にこの 2 分の 1 の範囲内を目安とするということは、足かせになってしまうというふうに思います。

そしてまた、具体的にどこかに書いてあったかと思いますが、ラフティングをはじめとしてこういうアウトドアの場合、四輪駆動車をはじめとして、それなりの装備のある車を使わなければならないので、通常の旅客運送よりも高い車輛等を使って、固定費が高くなる。そうすると、固定費が高くなると当然それを料金に上乗せをしないとイケない。タクシーの車輛は、そんなに高くないです。そうすると、この 2 分の 1 というのは足かせになってしまうのではないかとというふうに、個人的に思います。

ただ、その料金に関していえば、ある程度の料金にしないとお客さんが使わないということもあるので、その辺りは市場原理にまかせればいいのではないかと思います。

以上です。

(事務局)

お話しはわかりました。

私ども自家用有償運送、法律のかたちに見習ってとりあえずはつくって試しているわけがございます。確かに先生のおっしゃることもあるのかなとは思ってございます。

みなさんのご了解をいただければこの部分を削除していくことも考えたいと思っています。

(事務局)

今、担当参事のほうからご説明いたしましたけれども、新制度の創設というものはなかなか難しいので、現行の道路運送法の第 78 条の自家用有償運送事業のこのスキームを活用した中でなんとかその部分は、今事業者の無料サービスになっている部分について、料金については明示をして、徴収をする。同時に、これは大学の先生に若干確認したのですが、前回湯浅委員から地域によっても様々であるという話がありましたけれども、あら

かたは安全対策として保険に入っているものが多いだろうということでございますが、そこはきちんとしたガイドラインがございませんので、そこは必ずしも全部が担保されているわけではない。それが、こういったようなかたちで有償旅客送迎制度が制度化されて、特例許可というかたちになればクオリティーが高まることは間違いないので、そういう意味でいったときによろしいのではないかとということでございました。

いずれにいたしましてもその部分は、要するに実費の範囲で一定の運送の対価をちょうだいするというのでございますので、そのタクシー料金の運賃の概ね 2 分の 1 というのは、担当参事のほうからもご説明したとおりでございますけれども、仮に括弧書きをはずしたとしても営利と認められない妥当な範囲ということの一定の基本的な姿勢にはすべきではないのかというふうに思います。

アウトドアの部分については、本体の部分のほうからその部分は、利益かなにかというものは得ていただきたいというのが本来のあり方ではないかというふうに考えているところでございます。

(井上会長)

2 分の 1 の根拠というものはなんですか。

技術的な議論をしようとしているわけではなくて、2 分の 1 であって、なぜ 4 分の 3 ではないのかということ。

つまり、コストをどんどん下げようことをやっていけば、保険もあまりカバーしないような範囲のもの。では、保険はどこまでカバーさせるのかというようになってくるわけですが、法律の趣旨、現行法規の趣旨というものはよくわかるのですが、答申にするときに括弧の中に入れて答申にする必要があるかどうかというところが一つポイントなのかなという感じはするのです。

実際に、これを今度は道レベルで運用するときに、今度は細かい条例等々をつくっていくようなことになるだろうと思うのです。その時に改めてその 2 分の 1 をもっと別なかたちで許可をするのか。そこで議論をすればいいのではないのでしょうか。

今僕がやっていることは、要するに、ここで審議して、実際には、あとの一件と同様に整理案というところに入っていきますので、今日河西先生から出てきている意見、あるいは事務局から説明のあったことというのをどうやって擦り合わせしていくのかということは、これから整理案をまとめる段階までに決めればいいのかと思うのです。

ですから、そのところは 2 分の 1 というものを必ず明示しなければいけないものなのかどうかという部分は考えていただければというふうに思います。

(事務局)

今会長からお話しがございましたけれども、みなさんそれでよろしいということであれば、そこは担当部局のほうともよく詰めて、少なくとも実費の範囲内で営利と認められない妥当な範囲ということがあれば、あとは、運用の中で、実態を踏まえた中で技術的に展開するようなかたち。これは、いずれにしても運輸局のほうの許可になりますが、その

部分は運輸局のほうと、あるいは国のほうと協議しても差し支えないわけでございますので、その辺は担当部局と最終までの間に整理をさせていただきたいというふうに思います。

(湯浅委員)

今のお話を聞いていて、方向的には、現実アウトドアの人たちはやっていることで、それは法律的にもいろいろな意味で規制が緩和されていくのはいいのかなというふうに思っています。

前回にも話をしたのですけれども、その地域によって様々ではないかということと、あまりにも広範囲に、駅からとか宿泊所からではなくて、逆に空港からというものが同時に書かれていたので、それを地域でやることに格差があるのではないかというふうな思いで申し上げたのです。それを今のイメージ図に細かく示されているところなので解決していきけるのかなというふうには思ったのです。

公共の乗り物のあるところを、全てアウトドアの方たちのエリアにしてしまうことへの心配は持っています。やはり、公共の乗り物というものが利用されなくなっていく懸念はあって、私たちがまちに住んでいると、タクシーやバスやJRという公共の乗り物をバランスよく使っていく方向で進めているので、今回のことは踏み込まないようにある程度バランスをもった整理が必要とされるなどと思ってお聞きしておりました。 以上です。

(事務局)

今、湯浅委員からお話しにあった部分でございますけれども、あくまでここは道路運送法第78条3号の公共の福祉の関連でやむを得ない場合について許可するという部分に、現行の文言の中で対応できるのか、地域の諸事情も踏まえてやむを得ない場合というような文言の追加をするのか、いずれにしてもそういう特例許可というような扱いでございますので、その前提には既存の地域公共交通との共生ということは当然あった上での許可ということになります。

その部分については、対象がアウトドア事業者というふうに限定される。なおかつその全体の公共交通体系を見た上でどうなのかということでの特例許可になりますので、その許可が乱発されるということは運用上ないかというふうに考えております。

(井上会長)

今の説明で、このために書いてある法的根拠のところでありますので、そこは次回整理案が出てきたときに改めてチェックして、今ご指摘のような懸念が現実化することのないものなのかどうかということを検討した上で、必要があれば修正等々をするということによろしいでしょうか。

この案件、整理案という方向で次回事務局にまとめてもらうということによろしいでしょうか。



(竹田委員)

決して反対ということではなく、2点程確認をしたいのですが。

一つ目は、先程河西先生がおっしゃった運送の対価としてどういうふうに考えるかということです。先程のご説明だと、営利性を追求することは、ここではやぶさかではない。ただ実費は徴収するということでしたけれども、実費も取りません。つまり送迎費無料ということはできるのでしょうか。

もう一つは、そもそも制度設計の根幹のところなのですが、北海道が認定している北海道アウトドアガイド資格制度という北海道の事業と、運輸局が許可を出すかどうかという国土交通大臣からの許可の運用がうまくリンクするのかどうか。

つまり、優れたアウトドア事業者として北海道のクオリティー保証ができましたということ。それを地方運輸局はそこまで配慮して、その場合には地域の実情を踏まえやむを得ない場合に当たるのだというかたちに、イコールとして扱ってくれるのでしょうか。もしかしたら、そこら辺でもう一度撥ねられるということはあるのではないのでしょうかということですね。

(事務局)

一点目ですが、この制度を国に認めていただいた場合には、有償で送迎することができるようになるということをごさいますて、無償の業者さんがいらっしゃってもそれはまったくかまわないのです。

2点目ですけれども、アウトドア事業者に、道のほうで認定しているアウトドア事業者に限るかたちで認めていただきたいということです。道としては限定をしてこの制度をやらせていただきたいというふうに提案をしていきたいということです。

(事務局)

先程、着地型観光に即した各地の規制の見直しで、国のほうでその一定の条件かなにかの部分について整理ができていないからということで検討をもう少し先延ばしをするというふうなお話がありました。

北海道は、いずれにしてもアウトドアの部分については、きちんと資格認定をして、また今般その辺については見直しもしてしっかりやっというふうになっているわけです。

そういう意味でいったときに、その多様な魅力を、質の向上も含めてクオリティーの高いものを出していこうという部分でいけば、なんとかその部分は観光立国を目指しているわけですし、先導的に、今回道州制特区提案の中で国に対して提案をしていきたい。こういうふうな趣旨でまとめていきたいなというふうに思っているところでございます。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

次回に整理案としてとりまとめるかたちで提示し、先生方にご議論をいただくというこ

とにしたいと思います。

(南部委員)

あまり把握できていなかったものですから。

要するに、事故があった時の問題なのですけれども、一応 1 名につき 8,000 万円以上という金額が出ております。この金額というものは、なにか根拠があってこの金額が出ているのでしょうか。

といいますのは、一番問題になるのは、こういう場合は事故ではないかと思うのです。それで、北海道だけではなくて諸外国でもこういう観光の産業のもとで事故は結構起きています。たとえば台湾とかいろいろな国で起きています。そういう日本人だけではなく諸外国の方もこういうアウトドアというものをどんどん行なうのではないかということで、この保険の金額というものがどういう根拠のもとに出されたのかなということを疑問に思ったものですから、その点をお願いいたします。

(事務局)

これは、たとえばハイヤー・タクシーがございませう。営業車でございませうが、これに対する損害賠償措置というものを国のほうで規定をしてございませう。それに併せたかたちになってございませう。営業車と同様の保険をかけてくださいうこととございませう。

(南部委員)

そうすると、その他にはなにも意味はないということですか。  
わかりました。

(事務局)

先生のおっしゃられる部分は、理解できなくはないのですが、とりあえずは横並びでタクシーやハイヤーの部分でやっている部分が、ある程度の保険の金額としては相場なのかなということ、そこに揃えようということ、制度設計をしたところでございませう。

(井上会長)

では、次に移らせていただきたいというふうに思います。

(3) 整理案の審議についてということとございませう。まず最初に、No.274 のふるさと納税のコンビニでの収納についてとございませう。

この案件につきましては、これまで 5 回にわたり審議を行なってきたとございませう、今回は、これまでの審議を踏まえた上で整理案というかたち、答申の一步手前というかたちでありますけれども、整理案のかたちで審議を整理してございませう。

国への提案をどうにかたちで行なっていくかも含めて事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局)

整理案、資料4でございます。

まず、ふるさと納税のコンビニでの収納でございます。表紙をめくっていただいて、A4版2枚でございます。その下にA3版、大きな用紙がございます。そちらのほうを先にご説明させていただきます。

広域連合、一部事務組合へのふるさと納税についてという表題になってございます。これにつきましては、前回の委員会で竹田委員のほうから広域連合や一部事務組合もふるさと納税の寄附金を受け取ることができるのでしょうかというご質問をいただいております。最初にそのお答をさせていただきたいと思っております。

まずは1番、広域連合や一部事務組合の法律上の位置付けでございます。地方自治法上、都道府県及び市町村は、普通地方公共団体になります。広域連合と一部事務組合につきましては、1番の四角で囲んでいる地方自治法の法律を見ていただきます。284条で、一部事務組合、広域連合は、地方公共団体の組合になってございます。地方自治法第1条の3の3号にございますけれども、地方公共団体の組合は、特別地方公共団体となってございます。従いまして、一部事務組合、広域連合につきましては、地方自治法上特別地方公共団体ということでございます。

ただ市町村などと同様に、どちらも地方公共団体でございます。

1番の2つ目の○印でございます。広域連合ですとか、一部事務組合は、個人からの寄附を受けることはできます。受けた寄附につきましては、所得税法上の寄附金控除が受けられます。なぜ受けられるかといいますと、2つ目の四角、所得税法を載せました。第78条の2項、全国に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金をいうということで、そこに一部を、国または地方公共団体に対する寄附金については特定寄附金ということに位置付けられまして、寄附金控除を受けられるということで、まさしく広域連合や一部事務組合も地方公共団体でございますので、所得税法上は寄附金控除の対象となるわけでございます。

次に、ふるさと納税につきまして2番でございます。ふるさと納税の寄附金控除の根拠法でございます地方税法が一番下の四角に載せてございます。そこで、所得割の額から控除するもの、314条の7をご覧ください。たとえば市町村につきましては、所得割の額から控除するものは、都道府県・市町村、または特別区に対する寄附金と規定されてございます。

ここで地方公共団体となっておりませんので、広域連合とか一部事務組合は、ふるさと納税制度の対象、個人住民税の控除対象にはならないということでございまして、ふるさと納税の控除対象にはなっていないということでございます。

こういう違いのある理由でございます。ふるさと納税制度のそもそもの発想は、地方税である個人住民税を地方団体間において移転をさせる。こういう考え方がございました。したがって、課税権を持つ都道府県と市区町村を寄附対象団体としたということでございます。

ただし広域連合が構成する市町村の協議によりまして、たとえばふるさと納税の納付書

等の発送事務、そういった事務を処理するという事は可能ではないかというふうに思っておりますので、この点について今後整理をしてみたいと考えております。

次に、今ご覧になっている資料の右側に調査表（P1）となっております、ふるさと納税のコンビニ収納に関する追加調査表となっております。

前回の委員会でコンビニ収納の導入に市町村の経費ですとか事務の負担軽減を図る仕組みのご説明を申し上げました。それらの仕組みの紹介も兼ねまして、道内の市町村に対して、改めて導入の意向について調査を行ないました。

調査の内容は、その表の次のページをめくっていただきます。前回委員会でご説明をした3つの仕組みを紹介いたした上で調査を行ないました。

前の表に戻っていただきたいのですが、調査表の内容でございます。問1で回答項目を4つにわけて導入の意向をお聞きいたしました。

1は、前向きに導入を検討したい。2は、税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい。3は、今は未定ですけれども、他の市町村の状況ですとか、経費負担などを勘案しながら検討してみたい。4は、導入の考えはない。

問2のほうで導入をする考えのない理由をお聞きいたしました。この調査につきましては、2月10日に道内全市町村にメールで行ないました。昨日2月28日の締め切りとしておりましたことから、現在調査結果の整理中でございます。次回の委員会で集計結果をご報告させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます、最初のA4版2枚に戻っていただきまして、整理案のご説明に入らせていただきます。

1枚目でございますが、まず最初に「現状」でございます。最初にふるさと納税制度の説明を書きまして、次に道及び道内178市町村でふるさと納税を導入しており、自治体財政の向上に寄与しているほか、地域のファンづくりなどの効果があると言われていたということを記載いたします。

次に、現在ふるさと納税の収納につきましては、金融機関への振込ですとか郵便振替、クレジットカードなどによる収納が行なわれておりますが、寄附金は自治法の施行令により収納委託できる歳入として規定されておきませんので、ふるさと納税の収納事務をコンビニに委託することはできないのが現状であることを記載いたしております。

次に課題でございます。課題として、厳しい財政状況にある道内市町村におきましては、一定の経費を負担してもふるさと納税のコンビニ収納を実施したいという意向があるということで、そこに現在集計中のアンケート調査結果を載せたいというふうに思っております。

その次に、全国の都道府県、市区町村の魅力度ランキングの結果を載せまして、北海道及び道内市町村が全国的に高い人気を誇っているところを示していきます。

その次でございますが、ふるさと納税制度の有効活用を図るために、24時間営業のコンビニでの納税を可能にして、利便性を高め、北海道の地域を応援する全国のファンからの納税を増やしていくことが必要であるということを記載いたします。

次に、目指すすがたでございます。地方自治法施行令第158条の私人に徴収または収納

事務を委託できる歳入に寄附金を追加する改正を行ないまして、コンビニでのふるさと納税の収納を可能にする。

これによりまして納税者の利便性が高まり、北海道を応援する全国のファンからのふるさと納税が増加をいたしまして、自治体財政の向上に寄与するということを記載いたします。

次の表でございます。新旧対照になってございます。具体的な条文改正でございます。権限移譲等後というところに地方自治法施行令を真ん中辺りに載せてございます。地方自治法施行令第 158 条に 6 項を新設して、寄附金を追加いたします。特定広域団体及び特定広域団体に所在する市町村に限るという旨の括弧書きをつけます。こういうかたちの改正をしていくということでございます。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局から、ただいまふるさと納税にかかわる、ふるさと納税のコンビニでの収納ということにかかわる整理案の提示がございました。

これに基づき答申に向けて議論をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(竹田委員)

前回で私が質問した趣旨は、今日の A3 の 2 枚目、右の「その他の方式」のところ、確かこういうことだったと記憶しているのですが、3 の①経費負担を軽減する仕組みの①のやり方の時に、たとえば寄附者が江別市に寄附したい。

ところが、この①のやり方だと、江別と北広島と札幌近郊の市町村と一緒にやっていたときに、代表の市町村が、たとえば恵庭だったとします。自分は江別に寄附したい。

ところが、江別に寄附をしたつもりの人が、領収書が送られてきたら恵庭から送られてきた。その辺りの満足度のミスマッチがあるのはどうなのでしょう。その辺りに事務組合がはいっていれば、そのあたりは緩和できるのではないかということです。

先程の回答の中で、発送事務等の事務を共通化することができるということがありますので、それでおそらく、見えないところを共通してやるのであればいいのかなというふうに思って聞いていたのです。

(事務局)

江別に寄附したつもりなのに、恵庭から領収書が送られてきたということがないようにという意味ですね。

それは、江別の歳入に入らない限りは、江別から領収書は送られてはこないと思います。

(竹田委員)

確か、前回のお話しでは、自分は、江別に寄附をしたい。ところが、代表市町村が恵庭

であれば、まずは私と恵庭との間でお金のやり取りをやって、そのあと恵庭市から江別市にお金が行くという公金の移動がある。

領収書の発行は、私と実際にお金を受け取ったところでやる。必ずしも、あそこに寄附したいという自治体と領収書が出てくる自治体とは、必ずしも一致するわけではないということは、満足度にミスマッチがありますよねということです。

(事務局)

代表市町村が恵庭である限りは、恵庭からしか領収書は送られてこない仕組みになっています。

(竹田委員)

とにかく、仮にミスマッチがあったとしても、確か前回はこういうお話だったと思うのですが、この①のやり方だと、とにかく手続きが煩雑になるということで、それが事務組合をつくれれば、まとめられるところはまとめられるのではないのでしょうかということ。

(事務局)

それは、確かにそうです。事務手続的には、まとめてやっていけるとは思いますけれども、領収書そのものは、江別からの領収書は出せないと思います。

(井上会長)

領収書というのは、払い込んだ時の振込用紙かなにかに、だから払い込むところの名前の辺りに括弧して、これを払い込むということは紙に残るのではないのですか。

(事務局)

3の「その他の方式」の部分の①を見ていただきたいのですが、代表市町村というかたちでもって、その部分を、いわゆる収納代行業者との関係で一括契約するということだけであって、少なくとも寄附者、参加市町村の部分でいったときに寄附申し出があれば、矢印の部分でいったときに、構成される市町村が代表市町村のほうに納付書の作成の発行の依頼をして、納付書の作成・送付ということになりますから、結果的にその納付書を使って納めるということは、もし恵庭が代表だとして、構成市町村の中に江別が入っているとすれば、江別の納付書が出てくるわけですから、それは江別に対してでなければ結果的に代表市町村の恵庭に入ってしまうと、寄附者が江別に寄附をしたいといっても江別の歳入にはならないわけです。そこは、少なくともこの仕組みの中でも、それはきちんと担保されるというふうに思います。

ただ問題は、先生がおっしゃるように、これでは複雑なので、その部分は一部事務組合とかなにかで広域連携かなにかの仕組みというものは、パスポートでも一部実施している部分はございますので、そういうかたちの中で、もともとの箕面市の構造改革特区の部

分では、費用対利益の部分でいったときに、経済の合理性がないのではないかというお話もございましたので、その部分を追求していく過程の中で出てきた一つの方法としたときには、事務処理の共同化ということはあるだろうということでございます。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。

これは、今後このかたちで答申案にまとめるということになるのですが、よろしいでしょうか。

時間もないので、課題のところで北海道は得をするからという話を延々と書くことというのは、よろしいのでしょうか。

北海道が提案するというか、これらで北海道は、裏返していえば北海道以外のところは損をするよという話ですよ。

(事務局)

そうです。そういう仕組みです。

(井上会長)

この道州制特区提案検討委員会で審議している部分というのは、結局地方分権というか、地域主権とか道州制でもよろしいのですが、要するに日本全国でこういうようなかたちで道州制というものをやってみようという一つのひな型になるわけです。

(事務局)

そこは、いろいろな考え方があると思うのです。

(井上会長)

わかりました。

(事務局)

特定広域団体はございませんので、現在は道だけでございますので。

(井上会長)

それは考え方ですから、わかりました。

では、こういうかたちでやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

最後の、案件としては最後になりますけれども、自家用有償旅客運送の裁量権の拡大というものに関しまして事務局のほうから説明いただきたいと思います。

(事務局)

自家用有償旅客運送の裁量権の拡大でございます。

整理案、A4版2枚ございます。同じように2枚をめくっていただいて、3枚目のA3版をご覧ください。

前回の委員会でいろいろご議論をいただきました。それを踏まえまして、修正整理した内容につきましてご説明をさせていただきます。

前回の委員会におきまして登録の有効期間、(1)登録の有効期間の検討事項の欄でございます。前回の委員会におきまして、現行最大3年になっております登録の有効期間を地域の関係者が合意をした場合は、5年に延長することができるようにしてはどうかというご提案をさせていただきました。

いろいろご議論いただきまして、議論の中で登録期間を延長することがよいのかどうかというご意見もいただきました。事務局で改めて検討を行ないました。検討の結果でございますが、今回その(2)の地域の協議機関の検討事項の欄の二重線で囲んだところでございます。あらかじめ合意した場合には、登録内容に変更がない登録更新の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができるように協議会の開催条件を緩和することとしております。

そうしておりますので、協議・合意の省略に加えまして、登録の有効期間を5年に延長する場合、長期間にわたって地域の関係者による協議の場が持たれなくなることにもなりかねません。そういう状況は、地域にとって望ましくはありませんので、登録の有効期間については、現行のままということにさせていただきたいというふうに考えてございます。

その表の右下のほうに「利用者」というところがあります。利用者範囲に係る裁量の拡大として、観光客の利用を可能にしてはどうかというふうなご提案も前回させていただきました。これにつきましても、前回の議論の中で観光客の利用まで対象を広げるべきなのかというご意見もいただきました。

改めて検討を行ないまして、地域住民の足の確保という自家用有償旅客運送制度本来の趣旨からあまり掛け離れるのは望ましくはありませんので、利用者の範囲を観光客まで広げないということにさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは整理案のほうの説明に移らせていただきます。

1枚目、現状でございます。道内各地域で高齢者や体の不自由な方などの生活交通の確保に向けた自主的な取り組みが広がっているということです。

次に、平成18年の法改正によりまして、過疎地域の住民ですとか、要介護者を対象に市町村・NPO法人などが自家用車を使用して行います自家用有償旅客運送が制度化されたということを記載いたしまして、この自家用有償旅客運送を行うためには、地域の関係者の合意を得て国土交通大臣に登録する必要があり、また登録にあたっては運送の実施主体、運賃などについて基準や要件を満たす必要があるということを記載いたします。

最近の動きといたしまして、昨年12月国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」で自家用有償旅客運送の登録権限を希望する市町村に移譲する方向で検討することとされたというものを載せまして、課題といたしましては、北海道特有の広域分散化という地域構造、それと過疎市町村が約80%を占め、全国を上回るスピードで高齢化が進んでいることなど、こういったことから地域住民の足を確保するためには、地域の様々な主体や



資源を組み合わせた取り組みが必要となっているということ。

地域の創意工夫や自主性を生かした取組を促進するためにも、登録権限の移譲と合わせて、地域の関係者の合意によって、地域の実情に応じ、自家用有償旅客運送の登録要件ですとか基準などを定めることができるようにすることが必要であるということ。

次に、目指すがたでございます。自家用有償旅客運送の登録権限を市町村、または都道府県に移譲することに合わせまして、地域の裁量権を拡大して実施主体、運賃などの基準や要件を地域の関係者で構成する会議において決めることを可能にすること。

これによりまして、登録権限の移譲と合わせまして地域実情に応じた様々な主体や資源を組み合わせた地域住民の移動手段が確保されることとでございます。

2枚目、新旧対照表でございます。権限の内容欄は、省略をさせていただきますが、法令制度のところ、権限移譲後のところとでございます。特区提案の内容につきましては、自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と併せて、運行基準・要件などについて地域の協議機関での合意によって地域の実情に応じて決めることができるようにする。

その下、財源措置でございます。国が現に実施している登録事務にかかる経費につきまして、交付金としてきちんと財源措置を行なうことを国に求めるということとでございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

自家用有償旅客運送の裁量権の拡大ということについて事務局から説明がありました。この整理案につきまして先生方のほうからご意見等がありましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

昨今、過疎地の有償運送、福祉有償運送の対象にはならないような方々が、移動困難者として多数出てきております。実際には、そういった方々に対して制度の枠を越えてなにか足の確保ができないかという NPO の動き、いろいろな検討の動きがある中で、こういった特区が出ることで後押しできるのかなというふうに思っています。

過疎地に限らず都会でも買い物に行けなくなっている高齢者、要介護ではなくても要支援で動けなくなっている閉じこもりの要因になるような方々がすごく出てきております。広く薄く、ただし地域の合意のもとでということを進めたいと思っております。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

では、これに近いかたちになると思いますが、これを最終的な答申案のかたちにもう一度改めて見直した上で、次回に提出するというところでよろしいでしょうか。

これが抜本的な解決になるのかどうかということはありませんけれども、昨今はやりのデ

フレということなのだけれども、北海道でも非常に過疎化が進んでいるというけれども、一番肝心なのは、札幌市の広域連合のところの講演にあったのですが、札幌市に買い物難民がたくさんいる。本当にまちの真ん中に住んでいるのだけれども、買い物に行く場所がない。行く手段がないというようなことになってくるので、五十嵐副会長もおっしゃいましたけれども、過疎地、過疎地というばかりではなくて、本当に足元からこういう問題が出てくる可能性がありますので、これを一つのきっかけにして、新しい地域づくりの枠組みというものが作れていけばいいなというふうに思います。

では、先生方には賛同していただいたということで答申案というかたちで次回は改めて提出させていただくということにしたいと思います。

分野別審議というところで議論しましたものは、これは、次回が最後になったら整理案イコール答申（案）になるわけです。そういうふうにさせていただくということでよろしいでしょうか。

そういうことで十分に今日ありました審議事項、審議の中身というものを反映していただいて作成していただけるようによろしくお願い申し上げます。

その他というところに移らせていただきたいと思いますが、(4) 次回、第 43 回委員会についてということであります。この委員会につきましては、事前に日程調整をさせていただきましたが、委員のみなさん方が一番ご都合のよろしい日ということで、3 月 29 日午後 2 時 30 分からの開催を予定しております。それが第 5 回答申に向けての最後の審議の場というふうに想定しておりますので、繰り合わせの上ご出席いただければというふうに思います。

答申予定は、今月の末くらいを予定しているということです。ですから、慎重に最終案を詰める、それ以前に答申の予定をしていたのにそれまでにまとまりませんでは格好がつかないと思います。先生方にもいろいろなかたちで事務局のほうから相談等々があるかもしれませんが、そのときにはご配慮のほどよろしくお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。事務局から他にありましたらお願いいたします。

#### (事務局)

一点だけでございますが、認定 NPO 法人の認定権限の移譲に向けた検討の方向の部分で、河西先生から、いわゆる認定法人数及び事務量、財源措置の問題で、必ずしもその辺は十分担保されなくても新たな公共の育成という観点でいけばメリットがあるのではないかというお話しがございました。会長のほうからは、水道法の権限移譲の関係で事実として経過のお話しがございました。

今、出先機関の原則廃止に向けて、権限と財源の一体的移譲、それから人員の移管のルール、これの法制化というものは、私どもとしては事務の権限を受ける以上は必要な財源、あるいは人員については、情報開示も含めてきちんとその辺についてはお国と都道府県段階で了解をした上で受けましょうというのが地方の立場でございますので、その辺については、今般につきましても、当然国税庁との連携の問題もあるわけでございますが、いわゆる財源措置についてはきちんと盛り込んでもらいたいというふうに思っておりますので、

その点についてはご理解いただきたいと思います。 以上でございます。

(井上会長)

先生がおっしゃっている主旨は、整理案、あるいは答申案に盛り込むということ自体は、いってみれば決められたフォーマットというものはつくられてきているわけで、最後の最後のところには情報開示ということについて説明責任を求めて、そしてそれをベースにしたかたちでの人員配置、そして財源の移譲ということは、今の最後のところで議論したことについてもそういうような書き方があるかと思うのですが、一つのフォーマットとして。

ただ、河西先生がいわれていることについては、これを今度は受ける受けないというところで、改めて評価をする場合があったときに、金が少ないからやらないということはやめましょうということで、基本的に道州制特区提案そのものはどうですけれども、要するに道民のみなさん方から背中を押してもらって我われはやっているわけで、その期待が、局長がいつておられることは間違えているという話ではもちろんなくて、今そのことを確認したということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(井上会長)

では、次回までしばらくありますけれども、今回は本当に年度末の年度末ということになりますけれども、よろしくご配慮のほどをお願いしたいと思います。

では、これにて閉会ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

どうもありがとうございました。